益田 直子 (拓殖大学政経学部)

1. 益田直子、2010 年、『アメリカ行政活動検査院(The U.S. Government Accountability Office: GAO)ー統治機構における評価機能の誕生』木鐸社

本書は、立法補佐かつ独立した評価機関であるアメリカの GAO が、いかにして現在のような役割、つまり、議会の要請を受けて評価活動を行い、その結果を議会・行政府・国民に知らせることで、時として何か問題が起こっている、または起こりつつあるという警告を発する役割を担うようになったのかを明らかにしようとするものである。そのために3つの観点(政治・社会的要因、GAOの内部要因、検査院長)から検証している。かつては議会と GAOの関係は弱く、互いに関心を持ち合わなかったが、1960年代後半以降、行政府やそれを監視すべき立法府に対する国民の不信が増大する中で、アメリカ政治の正当性に対する国民の疑惑を解消するために、議会は、中立かつ非党派の、そして専門性の高い情報をGAOに求めるようになっていった。これを端緒に、1970年代前半の議会改革の後押しを受け、議会はGAOからの情報をますます必要とするようになった。こうした政治・社会的要因が他の要因と関わりながら、現在のような機能をGAOは発揮するようになったことを、本書では説明している。

- 2. 益田直子、2016年、「評価政策と評価文化の相互作用」『評価クォータリー』No.38、24-44頁 日本の政策評価制度は、行政不信の高まりや財政問題への認識の高まりを背景に行政改革の一環と して 2001 年 1 月に導入された。本論文では、評価活動に関する国際比較調査(Jacob, Speer, and Furubo, 2015 等)において、日本が評価政策については高く評価されているが、評価文化の成熟度については課 題があるという結果が示されていることを紹介した上で、評価文化の成熟化のために何が必要かを考 察している。注目すべきは、評価文化の測定指標のうち、最も平均値との乖離が大きい、つまり他国と 比べて評価が低いのが、「議会における評価の実施と結果の利用に向けた制度化の程度」である。同調 査ではその理由についての詳細な説明はなされていないが、他国の議会の中には、①議会自らが評価を 行う場合や、②独立性の高い機関が評価を行うことを求め、議会が法律の策定や修正を行う場合、③議 会における予算審議の中で行政機関が行った評価情報を利用する場合等があることを説明しており、 日本はこれらに該当しないと判断されたと推測できる。評価研究においては、評価文化と評価政策の相 互作用が双方の成熟度の向上にとって有効であると考えられていることから、本論文では、その相互作 用を促進する役割を果たしている例として、2007年にアメリカ評価学会に設置された評価政策作業部 会(EPTF)の活動を紹介している。同部会が、学者、GAO、大統領府行政管理予算局(OMB)、州議会 業績評価室、財団、コンサルタントを構成員とし、評価の専門家という共通認識を持ちながら、学界・ 立法府・行政府・民間をまたがるネットワークを構成し、より良い評価政策を目指して、連邦政府・ OMB・議会・私的団体等と協議の場を設け、評価政策の議論に専門家として関与し、多様性を内包する 評価文化を維持することに努めていることを、明らかにしている。
- 3. GAO 評価の例: Countries' Regulatory Bodies Have Made Changes in Response to the Fukushima Daiichi Accident, GAO-14-109

上記1に言及したGAOの評価活動の例として原子力規制機関に関するものである。